

筑波地区防災計画

○ 目的

第1条 この計画は、筑波地区（以下「地区」という。）において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における行動を平常時より整理することにより、地区の住民（以下「住民」という。）の安全・安心を確保することを目的とする。

○ 地区の特性と想定

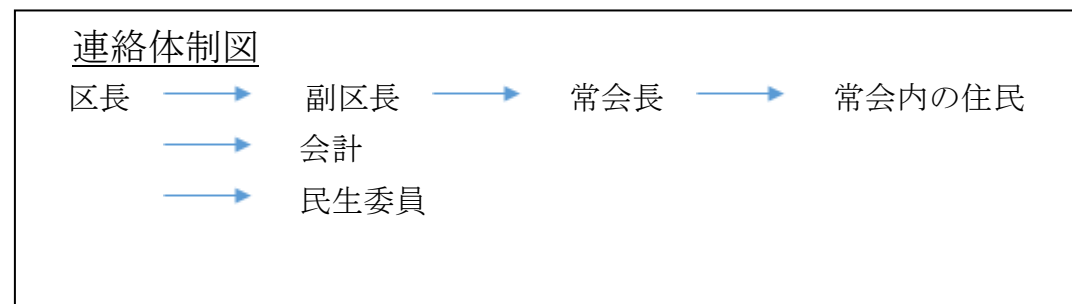
第2条 地区は筑波山の中腹に位置し、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を有する。降雨状況によっては道路の冠水や大規模な土砂災害が発生する危険性がある。この計画は大規模な災害が発生した場合、又は発生しそうな場合を想定する。

○ 地区の情報伝達について

第3条 地区の情報伝達については以下のとおりとする。

① 情報伝達体制について

地区内の情報伝達体制は以下の図のとおりとする。



常会長は担当する常会内の住民に情報を伝達する。

※連絡がとれない住民がいる場合は、次の住民に連絡をとる。

なお、ただちに避難する必要がある等の切迫した状況に陥った場合、自身の避難行動を優先する。

② 区長の代理

区長が不在の場合の代理は副区長とする。

区長、副区長の両者が不在である場合は会計担当者を代理とする。

③ 住民に避難を呼びかける際の伝達方法（防災行政無線）

ただちに避難する必要がある等の切迫した状況に陥った場合、区長または

区長から委任を受けた担当者は防災行政無線のサイレンを鳴動することにより、住民にただちに避難行動をとるように呼びかけるものとする。

住民は防災行政無線のサイレンが聞こえた場合には、速やかに避難行動をとるものとする。

○ 要配慮者（高齢者、障がい者等）の支援要請について

第4条 住民は避難が必要となる緊急時において、要配慮者が避難できていない等の情報を把握している場合には、速やかに消防組織や警察組織といった公的機関に支援を要請するものとする。

○ 一時的な避難所について

第5条 地区は市が指定する避難場所・避難所への避難が困難な場合に限り、一時的な避難所として、以下の宿泊施設を利用する。また、避難者の人数の把握と以下の宿泊施設への連絡を担う連絡担当者を区会内におき、連絡担当者に変更があった場合には、速やかに担当者変更届を以下の宿泊施設に提出するものとする。

なお、以下の宿泊施設へ避難する期間は必要最低限とし、状況が好転した場合には速やかに市が指定する避難場所・避難所に避難するものとする。

- ・ 彩香の宿一望（住所：つくば市筑波 64 番地 2）
- ・ 筑波山ホテル青木屋（住所：つくば市筑波 753 番地 1）

○ 計画の見直しについて

第6条 この計画の内容について、追加・変更・削除の必要が生じた場合には、区会内で協議のうえ、見直しをするものとする。また、見直された計画をつくば市に報告するものとする。